

■ 食品リサイクル法に基づく定期報告結果の概要

定期報告の概要

定期報告については、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）に基づき、平成 21 年度より食品廃棄物等の発生量が一定規模(前年度の発生量 100 トン)以上の食品関連事業者は、毎年度、その前年度の実績について主務大臣に報告することが義務づけられている。

これまでに報告のあった平成 21 年度及び平成 22 年度の報告結果の概要は、以下のとおりである。

食品循環資源の再生利用等の実施率（4 業種別）

【平成 21 年度報告】

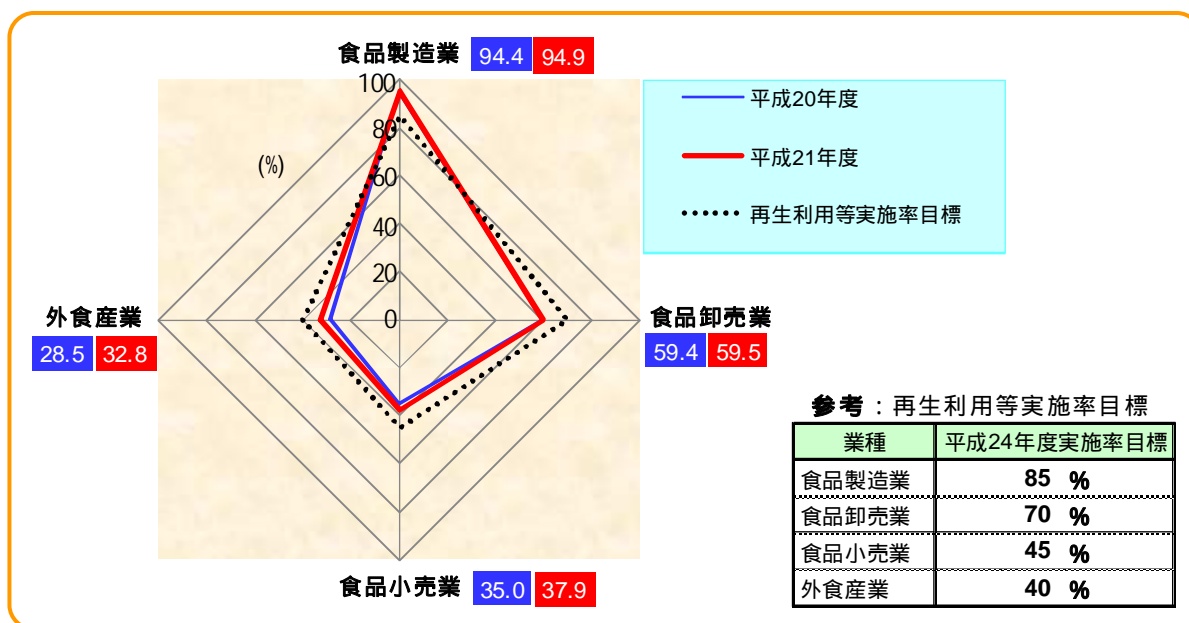
平成 20 年度における食品循環資源の再生利用等の実施率は、業種別に食品製造業で 94.4%、食品卸売業で 59.4%、食品小売業で 35.0%、外食産業で 28.5%となった。

【平成 22 年度報告】

平成 21 年度における食品循環資源の再生利用等の実施率は、業種別に食品製造業で 94.9%、食品卸売業で 59.5%、食品小売業で 37.9%、外食産業で 32.8%となった。

【業種別総括表】

	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業
H20 年度	94.4	59.4	35.0	28.5
H21 年度	94.9	59.5	37.9	32.8



【定期報告における再生利用等実施率について】

$$\text{再生利用等実施率} = \frac{\text{当該年度の（発生抑制量 + 再生利用量 + 熱回収量} \times 0.95 + \text{減量量）}}{\text{当該年度の（発生抑制量 + 食品廃棄物等の発生量）}}$$

定期報告の内容の公表に同意した食品関連事業者の名称、発生原単位、再生利用等の実施率、その他の取組内容

詳細は別添参照